

令和8年7月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年6月12日から同年7月11日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、14件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第64号）

2 命令等の案を公示した日

令和8年6月12日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 14件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	13件
電子メール	1件
郵送	0件

〈 凡 例 〉

番 号 利 用 法： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。

特定在留カード等： 番号利用法第18条の5第1項に規定する特定在留カード等をいう。

マイナ経歴証明書： 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カードをいう。

改 正 法： 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）をいう。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

改正案について、

- 行政手続の簡素化を進める方向性に賛成する

といった御意見があった一方、

- 特定在留カード等を返納した場合に運転経歴情報の抹消義務を免除するのは、外国人を優遇しているように見える
- マイナ経歴証明書の返納先について、「市町村長」「出入国在留管理庁長官」と個別に列挙していると、新たな返納先が増えるたびに改正が必要となることから、包括的に規定すべきではないか

といった御意見がありました。

これまで、マイナ経歴証明書を有する者が免許を受けたときには、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会により運転経歴情報の抹消を受けなければならない一方、当該マイナ経歴証明書を番号利用法第17条第8項に規定する住所地市町村長に返納した場合には当該抹消を受ける必要がないこととされていきました。これと同様に、本改正は、改正法の施行により運用が開始された特定在留カード等を出入国在留管理庁長官に返納した場合についても当該抹消を受ける必要がないこととしたものです。したがって、特に外国人を優遇する制度を設けるものではありません。

また、現時点、マイナ経歴証明書の返納先が頻繁に追加し、又は変更されることは想定されていないため、原案のとおりとさせていただきます。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 外国人の免許に係る運用に関する御意見
- 自転車や特定小型原動機付自転車等の交通ルールに関する御意見
- 交通違反への対応の厳格化に関する御意見
- 交通安全施設等の整備に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。